

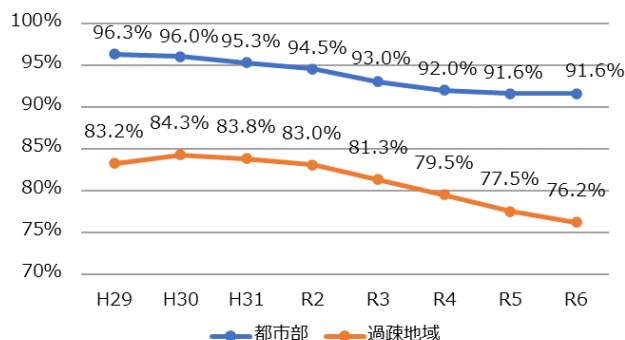
市区町村による地域のニーズに応じた 保育提供体制の確保：人口減少対策

1.(1) 市区町村による地域のニーズに応じた保育提供体制の確保：人口減少対策

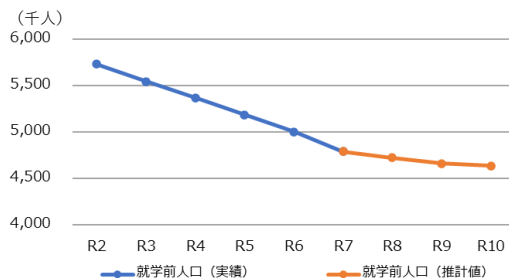
現状・課題等

- 受け皿整備等により待機児童が減少する一方で、過疎地域などの待機児童が少ない地域では定員充足率（利用定員数に対する利用児童数の割合）が低下している状況
- 定員充足率が下がることで、安定的な運営が困難になる施設や、統廃合等が必要となる施設が生じる可能性がある
- 人口減少地域において質の高い保育の提供を前提に保育機能の確保・強化を進めていくため、市町村が中心となり地域の保育所等と連携し、将来を見据えた保育提供体制の計画的な整備や、保育所等の多機能化、法人間の連携等を進めることが必要
- また、持続的な保育提供のため、必要な場合に、地域において法人の合併や事業譲渡等が円滑に進められるようにしていくことも重要

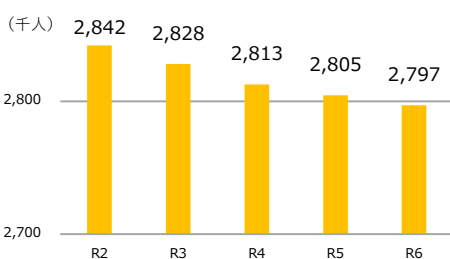
○過疎地域においては定員充足率の低下は顕著



○就学前人口の推移（全国計）



○利用児童数の推移（全国計）



※定員充足率、保育ニーズ：保育所等関連状況とりまとめ（こども家庭庁）
就学前人口（実績）：人口推計（総務省統計局）
就学前人口（推計値）：将来人口推計（国立社会保障・人口問題研究所）

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

地域分析や支援の強化により、地域における統廃合や規模の縮小、多機能化等の計画的な取組を促進し、人口減少地域等における持続可能な保育機能の確保を進める



✓対応のポイント

- 現状・課題の分析に基づく計画的な取組の支援
- 多機能化や合併・事業譲渡等の環境整備

【各自治体における現状・課題の分析に基づく計画的な取組への支援】

- 地域が抱える課題や保育の将来像を踏まえた、保育提供体制の確保のための「実施計画」（今後の保育ニーズの動向を踏まえた整備等の計画）を国へ提出する自治体に対して必要な財政支援を行う

（財政支援内容） ※財政支援を受けるには計画の採択が必要

- ・過疎地域における多機能化や統廃合にかかる整備・改修費用の国庫補助率の嵩上げ

【人口減少に対応した公定価格】

- 定員と実員の乖離を縮小するための定員区分の見直しなどに取り組む

【地域の実情に応じた多機能化等の取組の推進】

- 過疎地域にある保育所等における多機能的な取組について支援するとともに、多機能化に向けた効果や課題を検証するモデル事業を実施【R6補正】
- 先行事例を踏まえた、各地域の現状や課題に応じた取組の推進

【小規模保育の充実】

- 国家戦略特別区域法に基づく特例措置を全国展開し、全国において、3～5歳児のみを対象とする小規模保育事業の実施を可能とする【法律改正・できるだけ早期に】

【必要な場合に合併・事業譲渡等が進められる環境の整備】

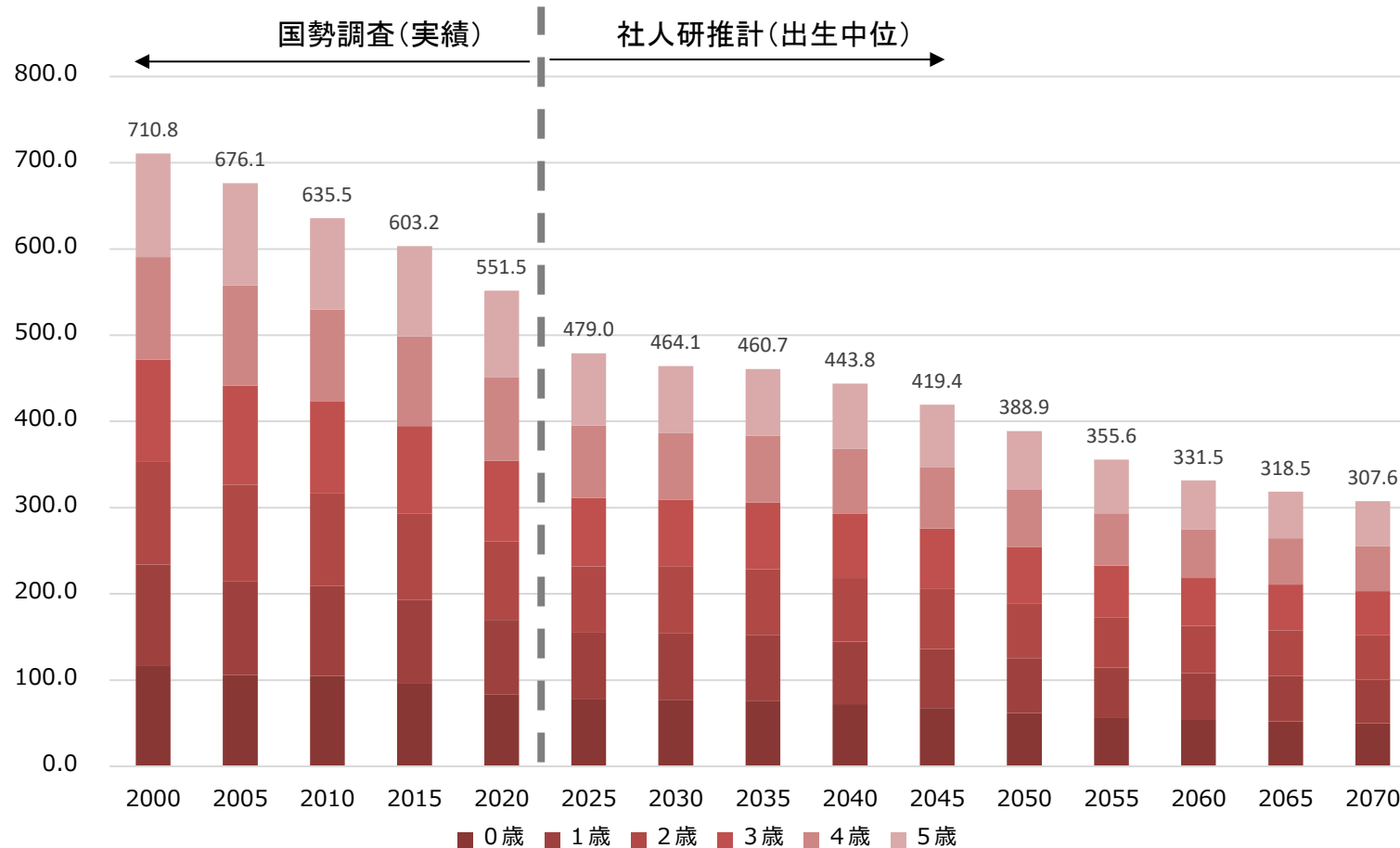
- 「規制改革実施計画」（令和6年6月21日閣議決定）に基づき、保育所が合併・事業譲渡等を行う際の手続き等に係るガイドラインを作成【R7】



○人口減少に対する自治体の計画的な取組を国が支援する体制の構築
【計画的に多機能化に取り組む自治体数：100自治体（令和8年度）】

0～5歳人口の推移（将来推計）

- 0～5歳人口については、2000年以降、減少し続けており、今後も減少し続ける見込み。
- 2040年における0～5歳人口については、2020年に対して約80%程度と見込まれている。

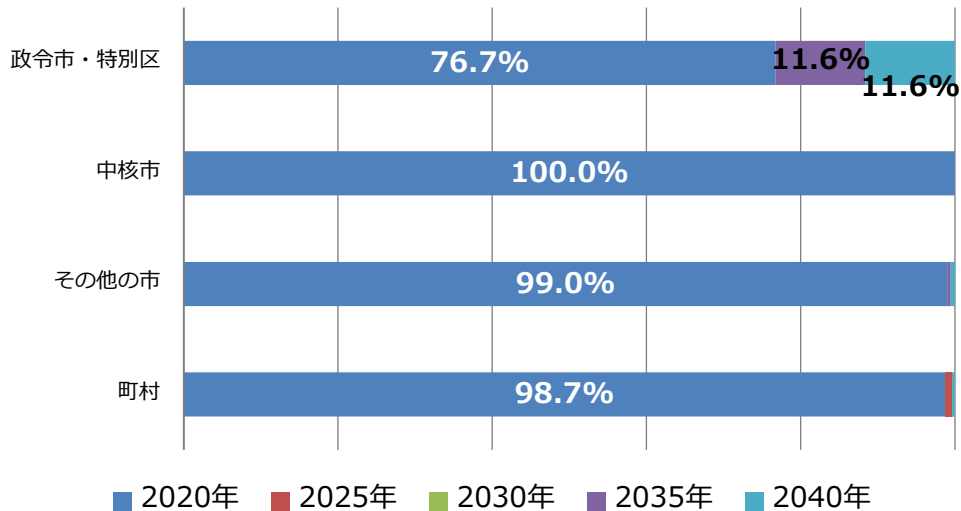


0～5歳人口の推移(将来推計)

- 0～5歳人口については、一部の政令市・特別区を除き、ほとんどの自治体において2020年にピークを迎えており、今後は減少し続ける見込み。
- また2040年における0～5歳人口の2020年に対する増減割合は、政令市・特別区については2割以上が現在より増加する見込みであるが、その他の地域ではほとんどが減少する見込みであり、特に町村においては約3割が現在の半数未満となる見込み。

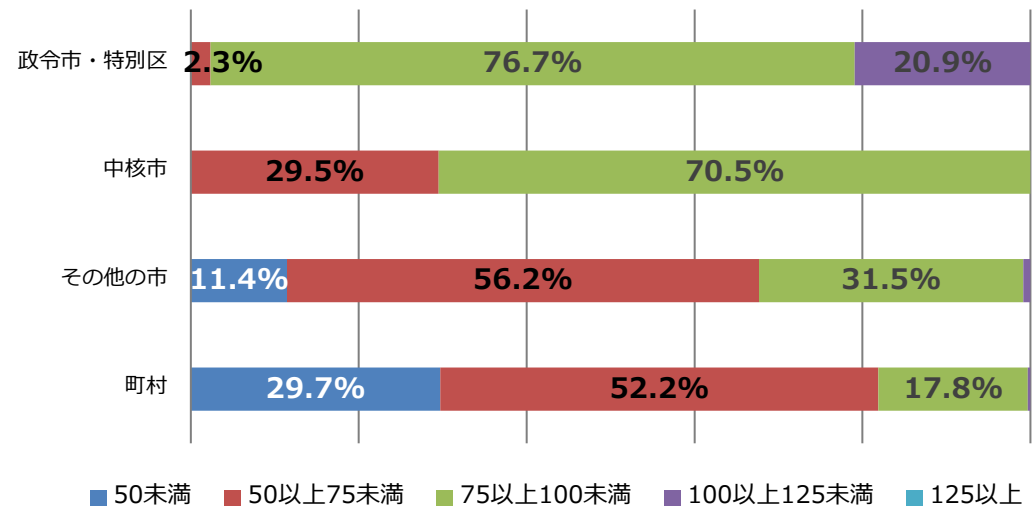
0～5歳人口が最大となる年

0% 20% 40% 60% 80% 100%



増減率：2020を100としたときに2040どうなるか。

0% 20% 40% 60% 80% 100%



※社人研推計をもとに保育政策課で推計

※福島県浜通り地域の13市町村については、東日本大震災の影響により将来推計がないため2020年含め除いている。

地域の課題に対応した財政支援

● 「保育政策の新たな方向性」のとりまとめに伴い、「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択を受けた自治体に対して、下記のとおり財政支援を行う。（採択市区町村数 634市区町村（令和7年8月時点））

採択分類・採択対象

【認可保育所等（※1）】

1. 待機児童対策(※2)

【1.①の事業】各年度の4月1日時点において待機児童が10人以上見込まれる市区町村

【1.②～⑦の事業】各年度の4月1日時点において待機児童が10人以上見込まれる市区町村又は過去3年以内に待機児童が生じている市区町村（※3）

2. 人口減少対策

過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（※4）

3. 地域の課題に応じた対策

待機児童や人口減少、その他保育提供体制にかかる課題が特に深刻であり、地域の課題や対応方針等にかかる計画を国に提出する市区町村

- ※1 認可保育所等における採択について、同一自治体に対して1～3の複数の採択を可能とする。
※2 令和7年度当初予算においては、経過措置として従前の採択要件により実施計画を提出する市区町村も対象とする。
※3 令和5年度または令和6年度に実施している自治体は、令和8年度以降に採択の対象外となった場合でも令和11年度末までは経過措置として補助の対象とする。
※4 財政支援を受けないことによりニーズの減少が見込まれる場合を含む

【1. 待機児童対策の採択により受けられる財政支援】

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業	定員拡大を伴う整備にかかる国庫補助率の 高上げ（※5） （1／2→2／3） 設置主体の要件緩和
②民有地マッチング事業	補助要件
③保育利用支援事業（予約制）	補助要件
④一時預かり事業（一般型）	緊急一時預かりの補助要件
⑤認可化移行運営費支援事業	地方単独保育施設加算の適用を受けて実施する場合の加算要件
⑥幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業	職員の配置の弾力化の要件

※5 実施計画の採択のほか、別途国庫補助基準上の要件あり。

【2. 人口減少対策の採択により受けられる財政支援】

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業	多機能化や統廃合のための整備にかかる国庫補助率の 高上げ（1／2→2／3）

【3. 地域課題に応じた対策の採択により受けられる財政支援】

項目	内容
①保育士宿舎借り上げ支援事業	補助要件
②広域的保育所等利用事業	企業主導型保育事業等において単独で実施する場合や、新制度未移行幼稚園での預かり保育を実施する施設の共同利用により実施する場合の補助要件
③都市部における保育所等への賃借料支援事業	補助要件
④利用者支援事業（基本型）	夜間加算、休日加算及び機能強化のための取組の加算の加算要件
⑤利用者支援事業（特定型）	補助要件
⑥一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）	補助要件

【こども誰でも通園制度】

こども誰でも通園制度のための整備・改修が必要な市区町村

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業	国庫補助率の高上げ（1／2→2／3）

保育所等における都道府県別の定員充足率（５ヶ年）

- 定員充足率は全国的に逡減傾向にある。
- ただし、自治体内でも地域差があることや、年度途中の入所に対応できるように４月時点では、空きを設けている保育所もあるなど、数値だけでは各保育所の状況を判断できない等の留意が必要。

	令和３年４月	令和４年４月	令和５年４月	令和６年４月	令和７年４月
全国	90.9%	89.7%	89.1%	88.8%	88.4%

都道府県	令和３年４月	令和４年４月	令和５年４月	令和６年４月	令和７年４月
北海道	92.3%	90.6%	89.5%	89.2%	89.0%
青森県	89.3%	87.9%	85.9%	84.7%	84.3%
岩手県	88.6%	86.7%	86.1%	85.7%	84.0%
宮城県	94.3%	93.1%	92.5%	92.9%	92.3%
秋田県	85.9%	84.1%	82.7%	82.0%	81.0%
山形県	89.6%	87.4%	85.3%	83.7%	82.8%
福島県	92.3%	91.3%	89.1%	86.7%	84.4%
茨城県	90.0%	89.1%	88.5%	88.1%	87.3%
栃木県	90.4%	88.6%	87.1%	86.8%	85.8%
群馬県	91.3%	90.5%	88.9%	88.2%	87.1%
埼玉県	93.0%	92.0%	92.2%	92.5%	93.1%
千葉県	90.1%	89.1%	89.4%	90.2%	90.0%
東京都	91.8%	90.5%	90.2%	90.4%	90.4%
神奈川県	96.5%	96.0%	96.1%	96.3%	95.7%
新潟県	85.5%	83.9%	83.7%	83.4%	81.4%
富山県	83.9%	82.6%	82.5%	81.9%	81.8%
石川県	85.6%	84.7%	83.8%	82.7%	82.4%
福井県	86.9%	84.3%	82.6%	81.9%	81.1%
山梨県	82.8%	78.5%	77.7%	76.6%	75.8%
長野県	78.8%	77.7%	76.5%	76.3%	76.3%
岐阜県	82.5%	80.6%	80.4%	80.3%	79.7%
静岡県	88.8%	87.3%	86.8%	86.7%	85.7%
愛知県	83.1%	82.0%	81.7%	81.3%	82.8%
三重県	86.9%	85.3%	85.9%	84.8%	83.2%

都道府県	令和３年４月	令和４年４月	令和５年４月	令和６年４月	令和７年４月
滋賀県	93.3%	92.1%	92.1%	92.1%	91.2%
京都府	93.4%	92.2%	91.3%	90.1%	89.2%
大阪府	96.0%	95.5%	94.9%	95.2%	95.5%
兵庫県	97.6%	96.5%	95.2%	95.2%	94.7%
奈良県	89.4%	88.1%	86.8%	87.1%	86.3%
和歌山県	88.8%	88.1%	87.7%	86.7%	85.3%
鳥取県	85.8%	83.5%	82.2%	81.1%	78.4%
島根県	92.6%	91.4%	89.7%	89.2%	87.7%
岡山県	92.8%	92.4%	91.1%	90.7%	89.7%
広島県	87.0%	85.9%	84.8%	84.1%	84.3%
山口県	91.3%	90.1%	89.1%	88.9%	89.9%
徳島県	87.6%	85.9%	85.3%	83.8%	84.8%
香川県	87.4%	85.8%	84.2%	83.3%	81.7%
愛媛県	88.6%	87.4%	86.1%	84.2%	83.0%
高知県	84.1%	82.4%	81.4%	79.9%	77.8%
福岡県	93.8%	92.7%	92.4%	92.5%	91.8%
佐賀県	91.8%	90.4%	89.9%	88.8%	86.7%
長崎県	93.8%	92.0%	90.6%	90.3%	89.4%
熊本県	95.4%	93.7%	92.7%	91.8%	90.3%
大分県	91.6%	90.3%	89.6%	89.4%	87.8%
宮崎県	94.3%	92.9%	92.0%	91.4%	89.3%
鹿児島県	96.8%	94.4%	93.1%	91.1%	89.7%
沖縄県	94.6%	92.7%	91.8%	92.3%	91.0%

公定価格における定員区分の細分化

- 施設の運営に要する費用には、施設の規模に応じて変動する経費（例：保育士の人件費等）と変動しない固定的な経費（例：施設長の人件費等）があり、定員規模によって費用の構造が異なることから、公定価格では、利用定員10人単位を基本として定員区分を設け、それぞれについて子ども1人当たりで単価を定めている。
- 具体的な各定員区分における単価の算定については、各定員区分の上限（例：51人～60人の定員区分では定員60人）の定員数を基に、子ども一人単価に置き直して算定していることから、利用子どもの数の増減による影響を受けやすい比較的小規模な定員規模の施設について、定員区分と利用子ども数との乖離を縮小させるため、**定員60人以下の幼稚園・保育所・認定こども園に係る定員区分の細分化を行う。**

定員区分の細分化

○認定こども園（1号認定）

区分 (見直し前)	分割	区分 (見直し後)
～15人	＜	～10人
		11人～15人
16人～25人	＜	16人～20人
		21人～25人
26人～35人	＜	26人～30人
		31人～35人
36人～45人	＜	36人～40人
		41人～45人
46人～60人	＜	45人～50人
		51人～55人
		56人～60人

○認定こども園（2・3号認定）

区分 (見直し前)	分割	区分 (見直し後)
～10人		～10人
11人～20人	＜	11人～15人
		16人～20人
21人～30人	＜	21人～25人
		26人～30人
31人～40人	＜	31人～35人
		36人～40人
41人～50人	＜	41人～45人
		45人～50人
51人～60人	＜	51人～55人
		56人～60人

○幼稚園

区分 (見直し前)	分割	区分 (見直し後)
～15人		～15人
16人～25人	＜	16人～20人
		21人～25人
26人～35人	＜	26人～30人
		31人～35人
36人～45人	＜	36人～40人
		41人～45人
46人～60人	＜	45人～50人
		51人～55人
		56人～60人

○保育所

区分 (見直し前)	分割	区分 (見直し後)
20人		20人
21人～30人	＜	21人～25人
		26人～30人
31人～40人	＜	31人～35人
		36人～40人
41人～50人	＜	41人～45人
		46人～50人
51人～60人	＜	51人～55人
		56人～60人

事業の目的

- 過疎地域の保育所は、地域で唯一の子育て支援の拠点でもあり、その保育所が運営困難に陥ると、こどもを預けて働く場やこどもが集まる場所がなくなり、地域そのものの維持が難しくなる。このような人口減少が進む状況において、過疎地域にある保育所等における地域の人々も交えた様々な取組について支援するとともに、保育所の多機能化に向けた効果を検証することで、地域インフラとしての保育機能の確保・強化を図る。

事業の概要

【事業内容】

- 認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業で行う地域の人々も交えた様々な取組を支援し、具体的な取組内容や運用上の工夫、財政面も含めた運営上の課題など、今後の保育所の多機能化に向けた効果等を検証し、地域における保育機能の確保・強化を図るためのモデルを構築する。

【対象自治体】

- 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づく「全部過疎市町村」（713自治体）、「みなし過疎市町村」（14自治体）及び「一部過疎市町村」（158自治体）

【対象施設】

- 既存の認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業所であって、地域の維持や発展のために存続が不可欠な施設。
※ 実施施設数は1施設に限定せず、複数の施設を定めて実施することも可能とする。

【対象経費】

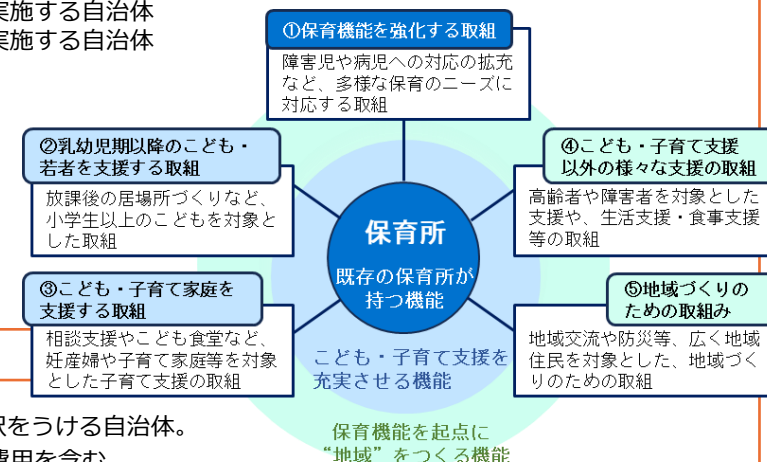
- 自治体における検討会開催や報告書作成に要する費用
- 取組に対する指導・助言や、事業者同士の連携等を行うコーディネーターを自治体に配置する費用
- 施設における取組に対する人件費や物品購入等の事業費等
※ 既存の国庫補助事業や営利目的の取組にかかる事業経費は補助の対象外とする。

【自治体における検証】

- 実施自治体は、検討会等を開催し、対象施設の選定や具体的な取組内容、今後の保育所の多機能化に向けた効果の検証を行い、報告書を作成する。
- また、自治体の計画等において当該施設の存続について言及がされているなど、当該施設の必要性について自治体全体で意思決定を行うこと。

【対象となる取組】

- ①保育機能を強化する取組
 - ②乳幼児期以降のこども・若者を支援する取組
 - ③こども・子育て家庭を支援する取組
 - ④こども・子育て支援以外の様々な支援の取組
 - ⑤地域づくりのための取組
- ※ 採択にあたっては以下の自治体を優先する。
- ・④⑤の取組を実施する自治体
 - ・複数の取組を実施する自治体



実施主体等

【実施主体】 市区町村（市町村が認めた者への委託可）

【補助基準額】 一般型：1自治体あたり 10,000千円

被災地型：1自治体あたり 15,000千円

【補助割合】 国：3／4、市区町村：1／4

※実施自治体は国への協議（公募）により採択をうける自治体。

※自治体における検討会開催や報告書作成の費用を含む。

また、各取組の利用料が生じる場合は別途徴収が可能。

※能登半島地震により被災した能登半島の3市3町で実施する場合。

施行日：令和8年4月1日

①制度の現状・背景

- 「小規模保育事業」とは、19人以下の利用定員で、**0～2歳のこどもを対象に保育を行う事業**。ただし、3～5歳のこどもの保育の体制整備の状況その他の地域の事情を勘案して、3～5歳児を受け入れることも可能。

(※) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第六条の三 （略）

②～⑨ （略）

⑩ この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業

二 **満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して**、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、**前号に規定する施設において**、保育を行う事業

⑪～⑲ （略）

(※) 令和5年4月には、こどもの保育の選択肢を広げる観点から、0～2歳のこどもを対象とする小規模保育事業において3～5歳のこどもを受け入れることについて、市町村がニーズに応じて柔軟に判断することができるよう、通知を発出。

- 平成29年からは、**国家戦略特別区域法に基づく特例措置として、国家戦略特区の事業実施区域（成田市、堺市、西宮市）においては、事業者の判断により小規模保育事業の対象年齢を0～5歳の間で柔軟に定めることが可能と**されているところ、規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）において、**3～5歳のこどものみを対象とする小規模保育事業を創設することについて、次の法改正のタイミングであり方を検討することとされている。**

②改正内容

- 国家戦略特区における特例措置の実施状況を踏まえつつ、こどもの保育の選択肢を広げる観点で意義があることから、**国家戦略特区の特例措置を全国展開し、全国において、3～5歳のこどものみを対象とする小規模保育事業の実施を可能とする。**